

2023年度版

荷主企業の皆さまへ



**トラックが、これからも  
荷主の皆さまのパートナーであり続けるために、  
応援よろしく申し上げます!**

トラックは、国内貨物輸送の**91.6%**を担っています。  
暮らしに身近な宅配・引越貨物の輸送も、  
産業・経済活動に関連する貨物の輸送も、  
トラック運送事業が支えています。そのトラック業界は今  
●長時間労働と低賃金によるドライバー不足  
●高騰する燃料価格等…により、  
トラック事業のコスト負担は限界にきています。



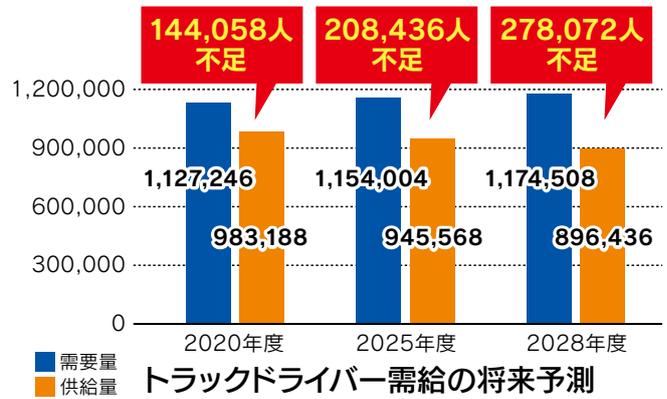
国土交通省九州運輸局  
内閣府沖縄総合事務局

九州トラック協会

# ドライバーが足りません!!

## ドライバー確保に「労働時間削減・賃金アップ」が必要なんです!

2028年には  
ドライバーが**28万人**  
不足するとの予測も…

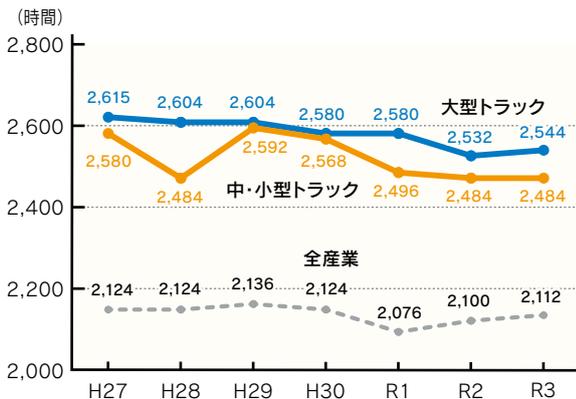


出展: 鉄道貨物協会調査資料(2018年)

### ドライバー不足の原因は…

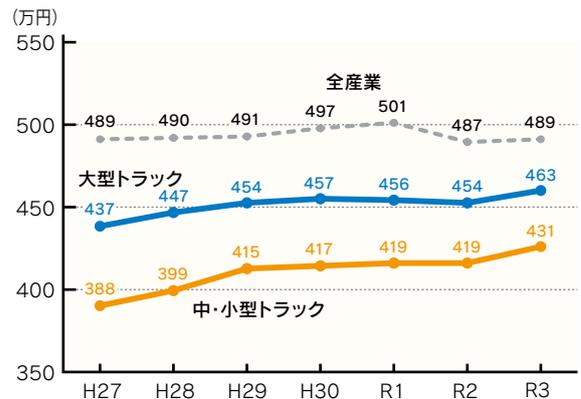
#### 他産業と比べ長時間労働

年間労働時間 全産業平均より**約2割長い**



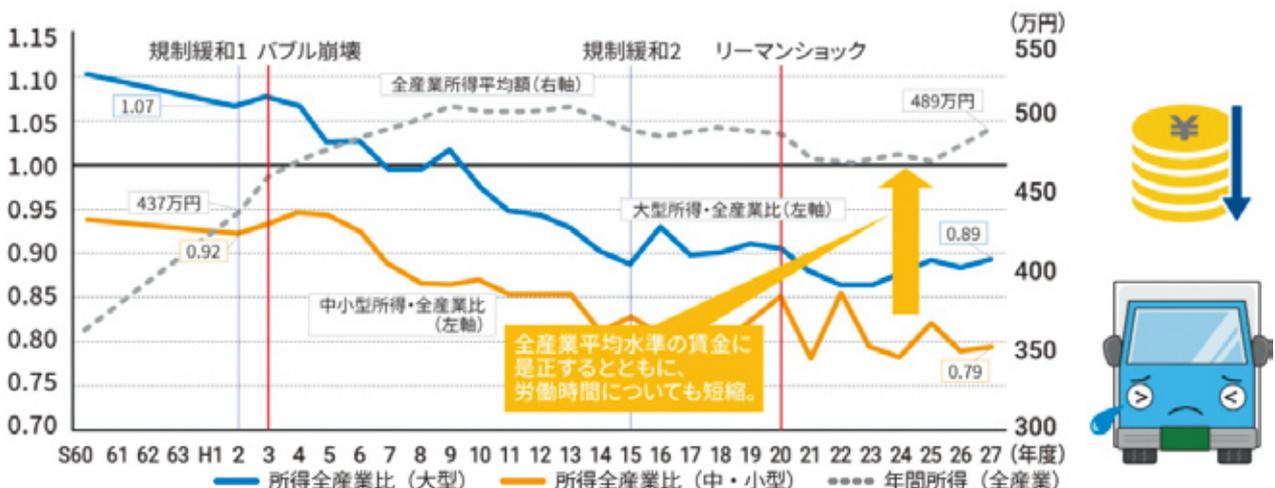
#### 他産業と比べ低い賃金

年間所得額 全産業平均より**約1割～2割低い**



出展: 厚生労働省賃金構造基本統計調査より国土交通省作成

### 規制緩和とバブル崩壊以前は他産業よりも高い賃金でした



出展: 厚生労働省賃金構造基本統計調査より国土交通省作成

# 「働き方改革」への対応が急務です!!

## トラックドライバーには「働き方のルール」があります。



### 改善基準告示の概要

※改正改善基準告示は、2022年12月23日に公布され、2024年4月1日に施行されます。

	現 行	改正後 (2024年4月から適用)
拘束時間 (労働時間+休憩時間)	●1日 原則13時間以内 最大16時間以内(15時間超は週2回まで)	●1日 原則13時間以内 最大15時間以内(14時間超は週2回まで) 例外:長距離の場合16時間まで延長可(週2回まで)
	●1ヶ月 293時間以内 年3516時間を超えない範囲で320時間まで延長可	●1ヶ月 284時間以内 年3400時間を超えない範囲で310時間まで延長可
休息期間 (勤務と勤務の間の時間)	●継続8時間以上	●継続11時間以上を基本とし、9時間を下限 例外:長距離の場合継続8時間以上(週2回まで)
運転時間	●2日平均で1日9時間以内	●2日平均で1日9時間以内
連続運転時間	●4時間以内	●4時間以内 例外:SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合は30分まで延長可

運送会社は、改善基準告示に違反すると、**貨物自動車運送事業法令違反**として行政処分が科されて、トラックが止められる可能性があります

## さらにドライバーの労働条件が大きく変わります!

**年5日**の年次有給休暇の取得がすでに義務付けられています!

2019年4月より 使用者が労働者の希望を聴き、希望を踏まえて時季を指定  
**年5日**は取得させなければならない

**月60時間**を超える残業は割増賃金率がすでに引き上げられています!

2023年4月より 月60時間超の残業割増賃金率が**中小企業も50%以上**に

**残業時間**の上限が規制されます!

2024年4月より **最大でも年960時間**(休日労働は含まない)  
月に平均すると**80時間**

運送会社は、残業時間の上限規制に違反すると、**労働基準法違反**として「**6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金**」が科されます

# 「物流危機」が迫っています!!

**「物流危機」を回避するためには、  
発着荷主の皆さまや社会の皆さまのご理解、  
ご協力が必要です!**

## ■ 2024年4月から適用となるドライバーの残業時間規制により危惧される影響



## ■ 「物流危機」の回避に向けて、ドライバーの労働条件を改善し、「人財」を確保しなければなりません



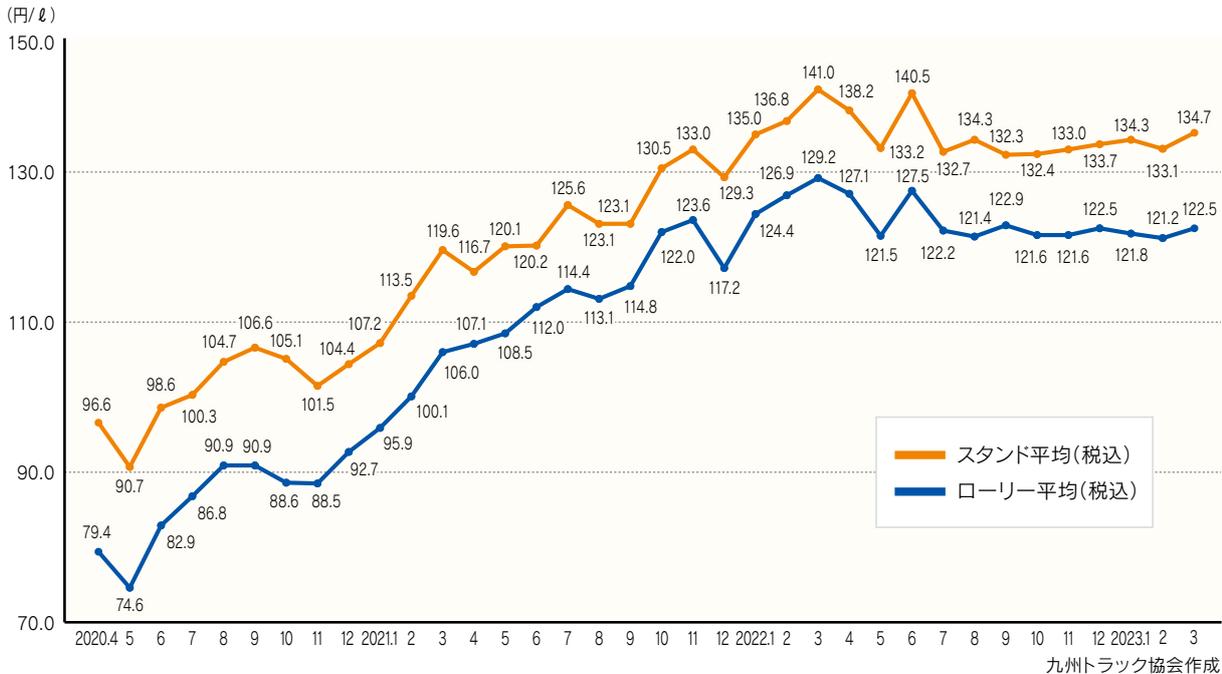
💡 トラックドライバーの長時間労働の要因の一つは、発着の積卸し場所での長時間の荷待ち時間、荷役時間です。発着荷主の皆さまと運送事業者が一体となって、荷待ち時間の削減、荷役作業の効率化など、労働時間の削減に取り組むことが極めて重要です。荷待ち時間等の削減により、ドライバーの労働時間を削減できるとともに、走行時間が増加すればドライバー1人当たりの輸送量が増えるため、輸送供給力の改善につながり、地域の暮らしと経済を守ることができます。



# 燃料価格の高止まりがトラック事業に 大きな影響を及ぼしています!!

## 燃料代が「高止まり」しています!

### ▶ 軽油価格推移表



## 「燃料サーチャージ」にご理解をお願いします

**燃料サーチャージとは**

燃料等の上昇によるコストの増加分を別建て運賃として設定する制度のことです。  
標準的な運賃では、軽油の基準価格を100円/ℓで設定しています。

**燃料サーチャージ適用**

燃料サーチャージは、他の交通分野にも導入されている運賃制度です。  
運送業界が今後も安定した輸送力を提供するためには、「標準的な運賃」と燃料サーチャージ等

**適正な運賃・料金の収受が必要不可欠です。**



### 燃料サーチャージ計算例

国土交通省告示「標準的な運賃」(九州運輸局)距離制運賃による大型車の計算例

#### 前提条件

- 走行距離: 1,100km(福岡～東京間) ▶ 標準的な運賃273,790円
- 燃費: 3.7km/ℓ
- 燃料価格上昇額30円上昇(仮) ▶ 算出上の燃料価格上昇額27.5円

#### 計算式

走行距離(km) ÷ 燃費(km/ℓ) × 算出上の燃料価格上昇額(円/ℓ)  
▶ 1,100(km) ÷ 3.7(km/ℓ) × 27.5(円/ℓ) = 8,176円(標準的な運賃の約3.0%)

# トラック輸送の「標準的な運賃」に

国土交通省は、**ドライバーの労働条件を改善**し、トラック運送業がその機能を持続的に維持しながら国民生活と経済を支えていくために、法令を遵守して経営する際の参考となる運賃として「**標準的な運賃**」を告示しました。

## 「標準的な運賃」の主なポイント

### ① 人件費として**全産業平均単価**を使用

▶ 1人当たり1,990円(九州)、1,743円(沖縄)が必要です!

### ② 車両の償却年数を**5年**で設定

▶ 環境・安全性能の高い車両への買換えを求められています! (表1)

### ③ 年間稼働時間を**全産業平均労働時間2,086時間**で設定

▶ 長時間労働の改善に必要です!

### ④ 実車率を**50%**(帰り荷はないことを前提)で設定

▶ 帰路に要する必要な原価確保のために必要です!

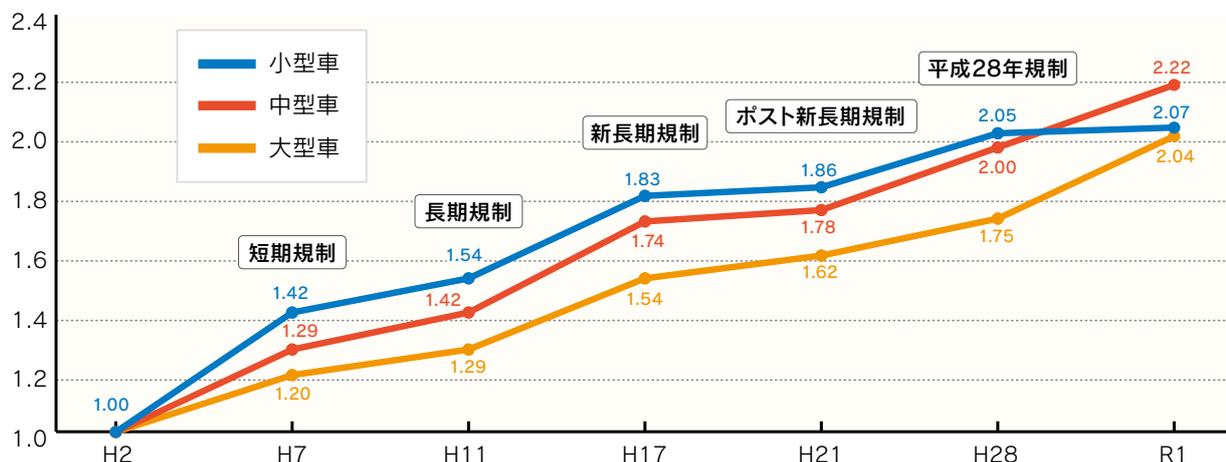
### ⑤ 適正利潤(1台/年)を設定

▶ 持続可能なトラック運送事業を実現するために必要です!

## 【表1】環境規制と車両価格の推移

トラックは環境規制のたびに価格が上がり、平成2年当時から**2倍以上の価格**になっています。また、近年では安全装置の義務付けもあり、運送事業者は早期の買換えを求められています。

(車両価格指数)



注記:近代化融資の実績をベースに、自動車価格月報を参考に大阪府トラック協会が推計。

# ご理解、ご協力をお願いいたします!!

## ▶ 「標準的な運賃」の概要

運賃表の種類	距離制運賃 時間制運賃
地域	地方運輸局等のブロック(10ブロック)単位
車型	バン型の車両で設定
車種	 <p>小型車(2tクラス)    中型車(4tクラス)    大型車(10tクラス)    トレーラー(20tクラス)</p>
対象となる運送契約	車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提に設定
元請・下請の関係	元請事業者の備車費用・管理料は含まず、実運送を行う場合に要する原価について計算
料金や実費	<p>料金(待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料)や実費(高速道路利用料、フェリー利用料、燃料サーチャージ等)については<b>標準的な運賃には含まれていないため、別途収受することとされています。</b></p> <p style="text-align: center;"><b>運賃: 運送の役務の対価</b></p> <p style="text-align: center;">+</p> <p style="text-align: center;"><b>料金: 待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料</b> <b>実費: 高速道路利用料、フェリー利用料、燃料サーチャージ等</b></p>
運賃、料金の適用ルール	<p>運賃、料金、実費をどのようなルールで適用するか、割増や割引の適用方法等、告示内容を補完する事項を各トラック運送事業者が「運賃料金適用方」として定めます。</p> <p><b>割増</b> 特殊車両、休日、深夜・早朝、品目別、特大品、悪路、冬期、地区割増</p> <p><b>割引</b> 長期契約、往復割引</p> <p><b>その他</b> 割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料、実費(有料道路、フェリー利用料等)</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p style="text-align: center;"><b>取引先毎に契約書・覚書により取引条件を規定</b></p>

## ■「標準的な運賃」の告示内容

### I. 距離制運賃表 (九州運輸局)

(単位:円)

車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	12,370	14,370	18,430	23,040
20km	13,890	16,160	20,870	26,230
30km	15,410	17,960	23,320	29,410
40km	16,930	19,750	25,760	32,600
50km	18,460	21,550	28,210	35,790
60km	19,980	23,340	30,650	38,980
70km	21,500	25,130	33,090	42,160
80km	23,020	26,930	35,540	45,350
90km	24,540	28,720	37,980	48,540
100km	26,070	30,520	40,430	51,720
110km	27,580	32,280	42,790	54,800
120km	29,100	34,050	45,160	57,880
130km	30,620	35,820	47,520	60,960
140km	32,140	37,580	49,890	64,030
150km	33,660	39,350	52,260	67,110
160km	35,180	41,120	54,620	70,190
170km	36,700	42,880	56,990	73,260
180km	38,210	44,650	59,360	76,340
190km	39,730	46,410	61,720	79,420
200km	41,250	48,180	64,090	82,500
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額	3,020	3,500	4,660	6,050
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,560	8,750	11,650	15,140

### II. 時間制運賃表 (九州運輸局)

(単位:円)

種 別	車種別				
	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)	
基礎額	<b>8時間制</b> 基礎走行キロ:小型車は100km 小型車以外のもの130km	30,890	36,980	48,060	60,680
	<b>4時間制</b> 基礎走行キロ:小型車は50km 小型車以外のもの60km	18,530	22,190	28,840	36,410
加算額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに	280	340	510	710
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに 〔4時間制の場合であって、午前から午後 にわたる場合は、正午から起算した時間 により加算額を計算する。〕	2,840	2,980	3,190	3,770

## ■「標準的な運賃」の告示内容

### I. 距離制運賃表 (沖縄総合事務局)

(単位:円)

車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
5km	10,440	12,220	15,890	19,900
10km	11,150	13,070	17,060	21,430
20km	12,580	14,760	19,390	24,500
30km	14,000	16,450	21,730	27,560
40km	15,430	18,140	24,060	30,620
50km	16,850	19,830	26,400	33,680
60km	18,280	21,520	28,730	36,740
70km	19,700	23,210	31,060	39,800
80km	21,130	24,900	33,400	42,860
90km	22,550	26,590	35,730	45,920
100km	23,980	28,270	38,070	48,980
110km	25,400	29,930	40,320	51,930
120km	26,810	31,590	42,570	54,870
130km	28,230	33,250	44,830	57,820
140km	29,650	34,910	47,080	60,770
150km	31,070	36,570	49,330	63,710
160km	32,490	38,230	51,590	66,660
170km	33,900	39,890	53,840	69,600
180km	35,320	41,540	56,090	72,550
190km	36,740	43,200	58,340	75,490
200km	38,160	44,860	60,600	78,440
200kmを超えて 10kmを増すごとに 加算する金額	1,410	1,640	2,220	2,890

### II. 時間制運賃表 (沖縄総合事務局)

(単位:円)

種 別	車種別				
	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)	
基礎額	<b>8時間制</b> 基礎走行キロ:小型車は100km 小型車以外のもの130km	28,010	33,890	44,810	56,880
	<b>4時間制</b> 基礎走行キロ:小型車は50km 小型車以外のもの60km	16,800	20,330	26,880	34,130
加算額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに	280	340	510	710
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに 〔4時間制の場合であって、午前から午後 にわたる場合は、正午から起算した時間 により加算額を計算する。〕	2,490	2,610	2,790	3,300

## ■「標準的な運賃」の告示内容

### Ⅲ. 運賃割増率

● 特殊車両割増 冷蔵車・冷凍車 …………… 2割

● 休日割増 日曜祝祭日に運送した距離に限る …………… 2割

● 深夜・早朝割増 午後10時から午前5時までに運送した距離 …………… 2割

● 通達による輸送別割増率

割増率	海上コンテナ 輸送割増	セメントバルク車 割増	ダンプ車 割増	コンクリートミキサー車 割増	タンク車割増		
					石油製品	化成品	高圧ガス製品
	トレーラの 4割	大型車及び トレーラの 2割	大型車の 2割	大型車の 2割	大型車及び トレーラの 3割	大型車及び トレーラの 4割	大型車及び トレーラの 5割以上(※)

※高圧ガスについては、内容物に対応したタンク仕様による車両本体価格が高額となる場合がある。

### Ⅳ. 待機時間料

時間	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分を超える場合において 30分までごとに発生する金額		1,670円	1,750円	1,870円	2,220円

### V. 積込料、取卸料、 附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として収受

### Ⅵ. 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

### Ⅶ. 燃料サーチャージ

別に定めるところにより収受

### Ⅷ. その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。



国土交通省は、令和5年3月1日、**燃料費の上昇を踏まえた適切な価格転嫁**が可能となる環境を整備するために、「標準的な運賃」の一部として、「**燃料サーチャージの算出方法等**」を新たに告示しました。

## 燃料サーチャージの算出方法等の告示内容

1. 以下の算出方法に基づいて算出するものとする。

- 基準価格** 100.0円(※)
- 改定の刻み幅** 5.0円
- 改定条件** 改定の刻み幅5.0円/Lの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。
- 廃止条件** 軽油価格が100.0円/Lを下回った時点で、翌月から廃止する。
- 計算式**
  - 距離制運賃** 走行距離(km) ÷ 燃費(km/L) × 算出上の燃料価格上昇額(円/L)
  - 時間制運賃** 平均走行距離(km) ÷ 燃費(km/L) × 算出上の燃料価格上昇額(円/L)

※標準的な運賃の設定に係る原価計算においては、燃料費を100円として算出していることから、燃料サーチャージの基準価格も100円として設定している。各運送事業者が燃料サーチャージを導入する際は、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」(平成24年5月16日最終改定)も参考にしつつ、当該運送事業者が自社の運賃の設定に係る原価計算において基準とした燃料費を燃料サーチャージの基準価格として設定することが望ましい。

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の上昇額テーブルは下表のとおりとする。

調達している軽油価格	燃料サーチャージ算出上の代表価格	上昇額
基準価格	100.00円	-
～ 100.00円	廃止	
100.00円超～105.00円	102.50円	2.5円
105.00円超～110.00円	107.50円	7.5円
110.00円超～115.00円	112.50円	12.5円
115.00円超～120.00円	117.50円	17.5円
120.00円超～125.00円	122.50円	22.5円
125.00円超～130.00円	127.50円	27.5円
130.00円超～135.00円	132.50円	32.5円
135.00円超～140.00円	137.50円	37.5円
140.00円超～145.00円	142.50円	42.5円
145.00円超～150.00円	147.50円	47.5円
150.00円超～155.00円	152.50円	52.5円
155.00円超～160.00円	157.50円	57.5円
160.00円超～165.00円	162.50円	62.5円
165.00円超～170.00円	167.50円	67.5円
170.00円超～175.00円	172.50円	72.5円
175.00円超～180.00円	177.50円	77.5円
180.00円超～185.00円	182.50円	82.5円

※代表価格は、刻み幅の0.5倍の額を基準価格に加算した額とした。

※上昇額は、(代表価格－基準価格)とした。

※軽油価格が185.00円/Lを上回った場合は、改定の刻み幅5.0円/Lの幅で代表価格及び上昇額を算出するものとする。



3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおりとする。

車種	燃費
小型車(2tクラス)	〇〇km/L
中型車(4tクラス)	〇〇km/L
大型車(10tクラス)	〇〇km/L
トレーラー(20tクラス)	〇〇km/L

※〇〇は、各運送事業者において設定するものとする。

4. 時間制運賃を算出する上での条件(平均走行距離)は以下のとおりとする。

車種	8時間制	4時間制
小型車(2tクラス)	100km	50km
中型車(4tクラス)	130km	60km
大型車(10tクラス)	130km	60km
トレーラー(20tクラス)	130km	60km



5. 端数処理等

端数処理として、円単位に小数を切り上げる。



これからも荷主企業の皆さまの荷物を  
安全・安心に届けられますよう  
ご理解、ご協力をお願いします!!!

## 適正取引 相談窓口 一覧

担当部局	担当部課	電話番号	
国土交通省 九州運輸局	自動車交通部 貨物課	092-472-2528	
	福岡運輸支局 輸送部門	092-673-1191 (ガイダンス番号:2)	
	佐賀運輸支局 企画輸送・監査部門	0952-30-7271 (ガイダンス番号:1)	
	長崎運輸支局 輸送・監査部門	095-839-4747 (ガイダンス番号:2)	
	熊本運輸支局 輸送・監査部門	096-369-3155 (ガイダンス番号:3)	
	大分運輸支局 輸送・監査部門	097-558-2107 (ガイダンス番号:3)	
	宮崎運輸支局 輸送・監査部門	0985-51-3952 (ガイダンス番号:2)	
	鹿児島運輸支局 輸送・監査部門	099-261-9192 (ガイダンス番号:3)	
	内閣府 沖繩総合事務局	運輸部 陸上交通課	098-866-1836
		陸運事務所 輸送部門	098-877-5140